

令和6年 第2回真狩村議会臨時会会議録

○開会及び閉会

開会 令和6年3月27日 午前10時05分

閉会 令和6年3月27日 午前10時29分

○出席議員（8名）

1番	大平 慎一郎	2番	大町 徹
3番	安藤 義明	4番	佐々木 義光
5番	向井 忠幸	6番	福田 恵子
7番	陰能 裕一	8番	佐伯 秀範

○欠席議員（0名）

○出席説明員

村長	岩原 清一	副村長	長船 敏行
教育長	齊藤 信之	総務課長	山田 浩二
企画情報課長	西田 恵治	住民課長	松枝 主範
産業課長	八丁 幸一	建設課長	加藤 克博
教育次長	釜野 克己	農業委員会事務局長	
			北野 一志

○出席議会事務局職員

事務局長	馬淵 拓哉	書記	森 妙子
------	-------	----	------

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 報告第1号 専決処分の報告について
- 4 議案第1号 令和5年度 真狩村一般会計補正予算(第15号)
- 5 議案第2号 令和5年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 6 議案第3号 令和5年度 真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
10:05 開会	議 長 (佐伯秀範)	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は、8人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回真狩村議会臨時会を開会いたします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
日程1	〃	<p>日程 1</p> <p>会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番 大町徹君及び、5番 向井忠幸君を指名します。</p>
日程2	〃	<p>日程 2</p> <p>会期の決定についてを議題とします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって会期は、本日1日と決定しました。</p>
	〃	<p>諸般の報告を行います。</p> <p>第1に、本臨時会に村長から別冊のとおり提出がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、真狩村監査委員から、令和6年2月分の例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、本臨時会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にして、お手元に配布しております。</p>
日程3	〃	<p>日程 3</p> <p>報告第1号 専決処分の報告を行います。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>報告第1号 専決処分の報告について</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>令和6年3月27日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページが専決処分書となっておりますので、お開きください。 議会の議決で指定されました、村例規であります専決処分事項の指定についてに基づきまして、令和6年3月11日に専決処分をいたしました。</p> <p>報告の内容を説明いたします。</p> <p>1 事故発生日時 令和5年12月11日午後4時30分頃 2 事故発生場所 虻田郡真狩村字光6番地 3 損害賠償の相手方 そこに記載のとおりでございます。 4 損害賠償額 車両の修理及び代車費用 460,592円 5 事故の概要でございますが、村の■■■■職員が、■■■■用務の際、真狩高校体育館駐車場に止めていた公用車を転回させるためバックしたところ、後方確認を怠り、駐車していた相手車両に接触し、車両助手席側リアバンパーを破損させたものです。また、相手方は乗車していなかったこともあり、両者とも怪我はありませんでした。</p> <p>過失割合については、相手方0、村100として村が相手方の車両の修理費を支払うことで示談が成立いたしました。損害賠償額につきましては、全国自治協会自動車共済に加入しておりまして、全額保険により補填されます。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	以上で、報告第1号 専決処分の報告は終了いたしました。
日程4	〃	<p>日程 4 議案第1号 令和5年度真狩村一般会計補正予算(第15号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船 敏 行)	<p>議案第1号 令和5年度真狩村一般会計補正予算(第15号) 令和5年度真狩村一般会計補正予算(第15号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,124万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,856万8千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和6年3月27日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、9ページをお開きください。</p> <p>2款、1項、4目、24節 積立金8,037万4千円の追加です。内訳として財政調整基金積立金8,230万円の追加です。この度の執行残や、地方交付税が当初予算額を上回ったことなどによる余剰分を積立するものです。真狩村ふるさと応援基金積立金200万円の減額です。寄附金の収入見込みが予算額を下回るため、減額分を基金積立金から減額するものです。森林環境譲与税基金積立金7万4千円の追加です。この後説明する民生費の出産祝品、農林水産業費の森林整備担い手対策推進事業負担金、森林情報システムデータ整備業務委託の財源に充当しておりましたが、それぞれ執行残がありましたので、基金に積立するものです。</p> <p>7目 企画費145万4千円の減額です。18節 負担金、補助及び交付金が事業費の確定により減額となります。</p> <p>8目 まちづくり推進費330万円の減額です。7節 報償費、12節 委託料、13節 使用料及び賃借料は、ふるさと応援寄附金の減額により関連する経費を減額するものです。</p> <p>10ページの18節 負担金、補助及び交付金は、事業費の確定により減額するものです。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等、以下臨時交付金等と言わせてもらいますが、これを充当した電気料高騰対策支援給付金の額の確定により財源更正がありまして、国道支出金を100万1千円減額し、その分一般財源を増額するものです。他の科目においても同じ理由により財源更正がありますが、以後簡略して説明をさせていただきます。</p> <p>4項、2目 道知事・道議会議員選挙費101万7千円の減額です。3節</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>職員手当等が執行残により減額となります。</p> <p>3目 真狩村議会議員選挙費 292万6千円の減額です。1節 報酬、3節 職員手当等、10節 需用費、11節 役務費、11ページの12節 委託料、13節 使用料及び賃借料が執行残により減額となります。</p> <p>3款、1項、1目 社会福祉総務費 376万9千円の減額です。10節 需用費、消耗品費 6万1千円の追加です。低所得世帯支援給付金に対する事務費の増額により追加するものです。</p> <p>18節 負担金、補助及び交付金と19節 扶助費が事業費の確定により減額となります。また臨時交付金等に係る財源更正がありまして、低所得世帯支援給付金の額の確定によるものでございます。</p> <p>3目 高齢者福祉費は財源更正となります。除雪介護事業委託が豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の対象となったことから、国道支出金を32万4千円増額し、その分一般財源を減額するものです。</p> <p>2項、1目 児童福祉総務費 2万4千円の減額です。7節 報償費が執行残により減額となります。</p> <p>12ページの4款、3項、1目、27節 繰出金 20万5千円の追加です。簡易水道事業特別会計の補正に係る予算調整のため追加となります。また、臨時交付金等に係る財源更正がありまして、水道基本料金の減免の額の確定によるものでございます。</p> <p>6款、1項、5目、18節 負担金、補助及び交付金 1,200万円の減額です。内訳として、経営体育成支援事業助成金 1,000万円の減額です。事業申請が無かったことから全額減額するものです。経営継承・発展等支援事業補助金 200万円の減額です。事業費の確定により減額するものです。</p> <p>8目 道営事業費 550万1千円の減額です。18節 負担金、補助及び交付金が事業費の確定により減額となります。</p> <p>13ページの2項、1目 林業総務費 2万8千円の減額です。18節 負担金、補助及び交付金が事業費の確定により減額となります。</p> <p>2目 林業振興費 2万2千円の減額です。12節 委託料が執行残により減額となります。</p> <p>7款、1項、3目 活性化推進費は、財源更正となります。まっかり温泉の1号井ポンプ入替工事の財源として、公共施設整備基金の充当額の調整のため、その他を3万9千円を増額し、その分一般財源を減額するものです。</p> <p>8款、1項、1目、18節 負担金、補助及び交付金、除雪燃料補助金 4万7千円の追加です。私道等の除雪に対する補助金となりますが、燃料</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>費等の上昇により追加するものです。</p> <p>2 項、14 ページの 3 目 除雪費 76 万 8 千円の減額です。10 節 需用費が執行残により減額となります。</p> <p>10 款、4 項、1 目 学校管理費 110 万 7 千円の減額です。13 節 使用料及び賃借料が執行残、18 節 負担金, 補助及び交付金が事業費の確定により減額となります。</p> <p>4 目 寄宿舍費 284 万 6 千円の減額です。10 節 需用費が入寮生徒数が予定を下回ったことなどによる執行残により減額となります。</p> <p>5 項、3 目 公民館総務費は、財源更正となります。公民館受変電設備改修工事にその他財源として公共施設整備基金を充当しておりますが、額の確定により 3 万 9 千円減額し、その分一般財源を増額するものです。</p> <p>15 ページの 12 款、1 項、1 目 職員給与費は、財源更正となります。歳入で説明する農地利用最適化交付金の追加分の充当及び臨時交付金等に係る財源更正がありまして、低所得世帯支援給付金の額の確定によるものでございます。</p> <p>13 款、1 項、1 目 元金 351 万 4 千円の減額です。22 節 償還金, 利子及び割引料が、起債償還金の起債前借分に係る元金の執行残により減額となります。</p> <p>2 目 利子 110 万 1 千円の減額です。22 節 償還金, 利子及び割引料が、令和 4 年度借入に係る利子の執行残により減額となります。</p> <p>歳出合計、補正前の額 29 億 1,731 万 9 千円、補正額 4,124 万 9 千円の追加、補正後の額 29 億 5,856 万 8 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6 ページを御覧ください。</p> <p>10 款、1 項、1 目 地方交付税 6,952 万 1 千円の追加です。1 節 地方交付税が交付額の確定により追加となります。</p> <p>12 款、1 項、2 目 農林水産業費負担金 242 万 4 千円の減額です。1 節 農業費負担金が事業費の確定により減額となります。</p> <p>14 款、2 項、1 目 総務費補助金 232 万 1 千円の減額です。3 節 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金、4 節 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が事業費の確定により減額となります。</p> <p>7 ページの 2 目 民生費補助金 157 万円の減額です。4 節 子育て世帯生活支援特別給付金補助金が事業費の確定により減額となります。</p> <p>6 目 農林水産業費補助金 100 万円の減額です。1 節 農業費補助金が事業費の確定により減額となります。</p> <p>15 款、2 項、1 目 総務費補助金 58 万 5 千円の減額です。2 節 結婚新生活支援事業補助金、3 節 地域づくり総合交付金が事業費の確定に</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>より減額となります。</p> <p>4 目、1 節 農業費補助金 1,195 万 9 千円の減額です。農地利用最適化交付金 44 万 9 千円の追加につきましては、農業委員会の委員活動に対する交付金で、額の確定により追加するものです。その他の補助金については、事業費の確定により減額となります。</p> <p>3 項、8 ページの 1 目 総務費委託金 101 万 7 千円の減額です。1 節 総務費委託金が選挙執行に係る委託金の額の確定により減額となります。</p> <p>17 款、1 項、2 目 ふるさと応援寄附金 200 万円の減額です。1 節 ふるさと応援寄附金が寄附金の収入見込みが予算額を下回るため減額するものです。</p> <p>18 款、1 項、3 目 ふるさと応援基金繰入金 255 万円の減額です。1 節 ふるさと応援基金繰入金が歳出で説明した関連する経費の財源として充当しておりますが、額の確定により減額するものです。</p> <p>20 款、5 項、1 目 雑入 284 万 6 千円の減額です。4 節 寄宿舎給食費が入寮生徒数が予定を下回ったことなどにより減額となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額 29 億 1,731 万 9 千円、補正額 4,124 万 9 千円の追加、補正後の額 29 億 5,856 万 8 千円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 1 号 令和 5 年度真狩村一般会計補正予算(第 15 号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 5	議 長 (佐伯秀範)	んか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 議案第1号 令和5年度真狩村一般会計補正予算(第15号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 5 議案第2号 令和5年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第2号 令和5年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 令和5年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,828万8千円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和6年3月27日提出 真狩村長 岩原清一 それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。 2款、1項、1目、18節 負担金, 補助及び交付金、北海道後期高齢者医療広域連合保険料等負担金10万8千円の追加です。歳入の徴収保険料の額の確定により負担金を追加するものです。 歳出合計、補正前の額3,818万円、補正額10万8千円の追加、補正後の額3,828万8千円となるものです。 次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。 1款、1項、1目、2節 現年度分普通徴収保険料10万8千円の追加です。本年度の徴収保険料の額の確定によるものでございます。 歳入合計、補正前の額3,818万円、補正額10万8千円の追加、補正後

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 6	議 長 (佐伯秀範)	<p>の額 3,828 万 8 千円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 2 号 令和 5 年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号 令和 5 年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>日程 6</p> <p>議案第 3 号 令和 5 年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 号)を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第 3 号 令和 5 年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 号)</p> <p>令和 5 年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,047万円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和6年3月27日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳入より説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>2款、1項、1目、1節 水道使用料20万5千円の減額です。臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による村民への影響緩和のため、全世帯の6か月分の水道基本料金の減免を行っておりますが、減免した額の確定により減額するものでございます。</p> <p>4款、1項、1目、1節 一般会計繰入金20万5千円の追加です。減免する財源を臨時交付金として、一般会計から繰り入れるものです。</p> <p>歳入合計、補正前の額1億5,047万円、補正額は増減なしです。補正後の額1億5,047万円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第3号 令和5年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
10 : 29 閉会	議 長 (佐伯秀範)	んか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 議案第3号 令和5年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	以上で、本日の日程は全部終了しました。 会議を閉じます。 これで、令和6年第2回真狩村議会臨時会を閉会します。 お疲れ様でした。 会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、 ここに署名する。 議 長 佐 伯 秀 範 (原本自署) _____ 議 員 向 井 忠 幸 (原本自署) _____ 議 員 大 町 徹 (原本自署) _____